

安来市条例第16号

安来市中小企業・小規模企業振興基本条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の中小企業・小規模企業の振興について基本理念を定めるとともに、市民、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体及び市がそれぞれの立場及び役割について相互理解を深め、もって、地域経済の発展及び雇用の創出を図り、市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「中小企業・小規模企業」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者で、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業・小規模企業支援団体」とは、安来市商工会、安来商工会議所、島根県農業協同組合安来地区本部その他の中小企業・小規模企業の支援を行う団体で市内に事務所を有するもの及び公益財団法人しまね産業振興財団をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念（以下「基本理念」という。）として推進しなければならない。

- (1) 中小企業・小規模企業の経営の向上及び改善に対する自主的な努力を促進するとともに、経営規模及び経営形態を勘案すること。
- (2) 本市の有する多様な技術、優れた産業基盤、豊かな特産品及び自然環境その他の特色ある地域資源等を十分に活用すること。
- (3) 意欲及び能力に応じた多様な雇用の機会を確保するとともに中小企業・小規模企業が求める人材の育成及び確保を図ること。
- (4) 市民、中小企業・小規模企業、中小企業・小規模企業支援団体等及び市が相互に連携し、協働すること。

(基本方針)

第4条 市は、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化
 - (2) 国内外における販路開拓及び取引拡大の支援
 - (3) 新技術及び新商品の開発等の促進
 - (4) 地域内における経済の循環の促進
 - (5) 融資制度等による資金供給の円滑化
 - (6) 起業及び創業の促進
 - (7) 円滑な事業承継の推進
 - (8) 人材の育成、確保及び定着並びに雇用の創出の推進
 - (9) 賑わい創出につながる産業の振興
 - (10) 市と関係機関との連携、中小企業・小規模企業相互の連携その他の連携の促進
 - (11) 地域の資源の活用等による産業の発展及び創出に向けた取組
 - (12) 農商工連携による6次産業化の推進及び新産業分野への参入企業の支援
 - (13) 中小企業・小規模企業の事業活動の振興に資する企業誘致の促進
 - (14) 中小企業・小規模企業の製品、技術等に関する情報発信の支援
- (市の責務)

第5条 市は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に努めるものとする。

- 2 市は、工事の発注並びに物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争契約の適正な履行の確保に留意しつつ、中小企業・小規模企業の受注機会の確保に努めるものとする。
- 3 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の責務)

第6条 中小企業・小規模企業は、基本理念に基づき、経済的社会的環境の変化に対応してその事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上及び改善に取り組み、経営基盤の強化に努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業は、雇用の確保及び人材の育成を図るとともに、従業員の福利厚生の充実及び仕事と生活の調和を図ることができる職場環境の充実に自主的に取り組むほか、積極的な地域資源の活用に努めるものとする。

(中小企業・小規模企業支援団体の責務)

第7条 中小企業・小規模企業支援団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業の経営の向上及び事業の改善発達の取組を積極的に支援するとともに、市が行う中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の理解と協力)

第8条 市民は、中小企業・小規模企業の振興が地域経済の発展、市民生活の安定及び向上並びに地域社会の活性化に寄与することを理解し、中小企業・小規模企業が供給する商品等に対する需要の増進を図る等、その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策の実施に当たっては、あらかじめ中小企業・小規模企業支援団体その他市長が必要と認める者から意見を聴く機会を設けるとともに、効果的な施策の実施に向けた検証を行うものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。